

アスベストアナライザーについて

1 はじめに

アスベスト（石綿）は、天然に産出する極めて細かい繊維状の鉱物であり、耐火性、耐熱性、防音性、耐腐食性などに優れ、かつ安価であったため、建設資材などに大量に使用されてきた。

しかし、アスベストは、中皮腫や肺がんを発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されるとともに、アスベストが使用されている建築物又は工作物の解体等工事の際に、法令に基づく届出や飛散防止対策の実施が義務づけられている。

国土交通省の資料によると、アスベスト建材を使用した民間建築物の解体棟数は、平成 40 年頃まで増加すると推計されている。

2 建築物又は工作物の解体等工事の事前調査

大気汚染防止法において建築物又は工作物の解体等工事を行う場合は、解体等工事の受注者又は自主施工者は、建築材料中のアスベストの含有（0.1%以上を規制対象）の有無を事前に調査する必要がある。

事前調査は、目視や設計図書等により行うとされているが、これらの方法ではアスベストの含有の有無が不明な場合は、試料を採取し、分析調査を行うこととなる。

3 アスベストアナライザー

「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.20版]」（平成 30 年 3 月、厚生労働省）において、石綿の含有の有無を簡易に短時間で確認することができるアスベストアナライザーが紹介されている。

同マニュアルによると、この装置は、近赤外線吸収スペクトルにより、約 10 秒間の計測で、概ね 1% 以上のアスベストの含有の有無を検知できるとされている。



図 1 アスベストアナライザー

4 本県の取組

本年10月にアスベストアナライザーを整備した。

県では、大気汚染防止法に基づく建築物又は工作物の解体等工事の立入検査において、アスベストアナライザーを活用し、建築材料中のアスベストの含有の有無を確認するとともに、アスベストの含有が確認された場合は、廃棄物処理法に基づく適正処理を指導する。

なお、災害時においても、倒壊・損壊した建築物等のアスベストの含有の有無の判定に、アスベストアナライザーを活用することを検討していく。

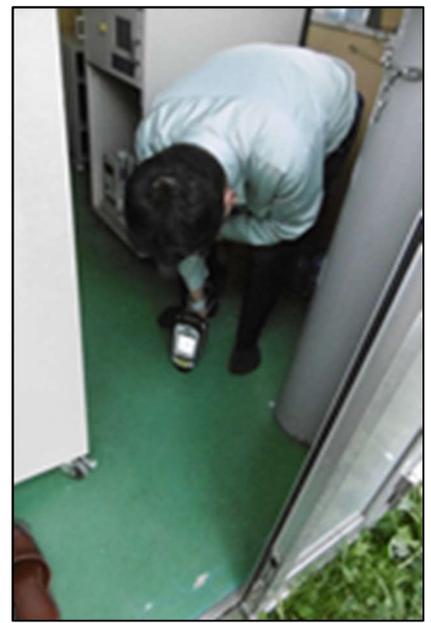
〈参考：アスベストアナライザーの使用状況（大気汚染測定局での試行状況）〉



外壁



軒下



床

図2 アスベストアナライザーの使用状況